

北上市告示甲第39号

北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第17号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱は、令和6年4月1日以降に利用した児童福祉サービスについて適用し、同日前に利用した児童福祉サービスについては、なお従前の例による。

令和6年6月3日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
北上市<u>児童発達支援等</u>利用者負担額助成事業実施要綱 （助成対象サービス） 第3 助成金の額の算定の基礎となる児童福祉サービス（以下「助成対象サービス」という。）は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援<u>及び同条第3項に規定する医療型児童発達支援</u>とする。 （助成対象者の認定） 第5 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、北上市<u>児童発達支援等</u>利用者負担額助成対象者認定申請書（様式第1号）に法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審	北上市<u>児童発達支援</u>利用者負担額助成事業実施要綱 （助成対象サービス） 第3 助成金の額の算定の基礎となる児童福祉サービス（以下「助成対象サービス」という。）は、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援とする。 （助成対象者の認定） 第5 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、北上市<u>児童発達支援</u>利用者負担額助成対象者認定申請書（様式第1号）に法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審

査し、適当と認めたときは助成対象者を認定し、北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定通知書（様式第2号）により、助成対象者に通知するものとする。

（変更事項の届出）

第6 助成対象者は、北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請内容変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（助成金の支給申請）

第7 第5の規定により認定を受けた助成対象者（以下「申請者」という。）は、当該申請者に係る児童が助成対象サービスの提供を受けたときは、北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給申請書兼請求書（様式第4号）に助成対象サービスを利用したことが分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（助成金の支給決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは助成金の支給を決定し、北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給決定通知書（様式第5号）により、不適當と認めたときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 [略]

様式第1号（第5関係）

[略]

査し、適当と認めたときは助成対象者を認定し、北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定通知書（様式第2号）により、助成対象者に通知するものとする。

（変更事項の届出）

第6 助成対象者は、北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定申請内容変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（助成金の支給申請）

第7 第5の規定により認定を受けた助成対象者（以下「申請者」という。）は、当該申請者に係る児童が助成対象サービスの提供を受けたときは、北上市児童発達支援利用者負担額助成金支給申請書兼請求書（様式第4号）に助成対象サービスを利用したことが分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

（助成金の支給決定）

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは助成金の支給を決定し、北上市児童発達支援利用者負担額助成金支給決定通知書（様式第5号）により、不適當と認めたときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 [略]

様式第1号（第5関係）

[略]

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定
申請書

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の助成対象者の認定を受けたいので、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり認定を申請します。

[略]

1 [略]

2 利用する支援の種類

3 [略]

同意事項

助成対象者の認定申請にあたり、次の事項に同意します。

(1) 北上市児童発達支援等利用者負担額助成金を受け取るために必要があるときは、北上市が、受給者証の内容を確認すること、児童通所支援事業者等から情報の提供を受けること及び北上市から児童通所支援事業者に情報を提示することに同意します。

(2) [略]

様式第2号（第5関係）

[略]

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定
通知書

北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定
申請書

北上市児童発達支援利用者負担額助成金の助成対象者の認定を受けたいので、北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり認定を申請します。

[略]

1 [略]

2 [略]

同意事項

助成対象者の認定申請にあたり、次の事項に同意します。

(1) 北上市児童発達支援利用者負担額助成金を受け取るために必要があるときは、北上市が、受給者証の内容を確認すること、指定障害児通所支援事業者から情報の提供を受けること及び北上市からサービスを提供した事業者に情報を提示することに同意します。

(2) [略]

様式第2号（第5関係）

[略]

北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定
通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の助成対象者の認定について、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第5の規定により次のとおり認定したので通知します。

1 [略]

2 助成内容

(1) [略]

(2) 対象となる支援の種類

(3) [略]

3 [略]

様式第3号（第6関係）

[略]

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請内容変更届

北上市児童発達支援等利用者負担額助成対象者認定申請書に記載した事項に変更があったので、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1～3 [略]

4 変更事項

5 変更内容

様式第4号（第7関係）

[略]

年 月 日付けで申請のあった北上市児童発達支援利用者負担額助成金の助成対象者の認定について、北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱第5の規定により次のとおり認定したので通知します。

1 [略]

2 助成内容

(1) [略]

(2) [略]

3 [略]

様式第3号（第6関係）

[略]

北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定申請内容変更届

北上市児童発達支援利用者負担額助成対象者認定申請書に記載した事項に変更があったので、北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1～3 [略]

4 変更内容

様式第4号（第7関係）

[略]

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給申請書兼請求書

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の支給を受けたいので、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり助成金の支給を申請します。

[略]

私は、私の児童が利用した助成対象サービスに係る利用者負担額に充てるため、北上市児童発達支援等利用者負担額助成金の受領を次の者に委任します。

[略]

様式第5号（第8関係）

[略]

北上市児童発達支援等利用者負担額助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市児童発達支援等利用者負担額助成金について、北上市児童発達支援等利用者負担額助成事業実施要綱第8第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

[略]

北上市児童発達支援利用者負担額助成金支給申請書兼請求書

北上市児童発達支援利用者負担額助成金の支給を受けたいので、北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱第7の規定により、関係書類を添えて、次のとおり助成金の支給を申請します。

[略]

私は、私の児童が利用した助成対象サービスに係る利用者負担額に充てるため、北上市児童発達支援利用者負担額助成金の受領を次の者に委任します。

[略]

様式第5号（第8関係）

[略]

北上市児童発達支援利用者負担額助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市児童発達支援利用者負担額助成金について、北上市児童発達支援利用者負担額助成事業実施要綱第8第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

